平成28年度 鴨川アクションプランフォローアップ委員会

次 第

■日時	平成29年1月25日(水) 1	3	:	3	0~	1	5	:	3	0
-----	-------------	------	---	---	---	----	---	---	---	---	---

- ■場所 京都府公館 4階 第5会議室
 - 1 開会
 - 2 あいさつ (建設交通部理事)

3 議事

1	千年の都・鴨川清流プランの取組み状況	【資料1】
2	平成28年度 鴨川・高野川の整備状況	【資料2】
3	中州管理の状況等について	【資料3】
4	「水防災意識社会」の再構築に係る鴨川での取組み	【資料4】
(5)	鴨川ネットワークの設立について	【資料5】

平成28年度 鴨川アクションプランフォローアップ委員会 出席者名簿

■ 委員

氏 名	現 職	出欠
な か が わ ひ ろ じ 中 川 博 次	京都大学名誉教授(委員長)	
ぉ ゕ ま ぉ み 丘 眞 奈 美	京都ジャーナリズム歴史文化研究所代表、歴史作家	
かっゃ あっぉ 勝 矢 淳 雄	京都産業大学名誉教授	
かわさきまさし 川 﨑 雅 史	京都大学大学院教授	
きんだ あきひろ	京都府特別参与	
とだ け い い ち 戸 田 圭 一	京都大学大学院教授	欠席
な か む ら く み 中 村 久 美	京都ノートルダム女子大学教授	欠席
みずのかゆう 水 野 歌 夕	写真家	
よしむら まゆみ 吉 村 真 由 美	森林総合研究所主任研究員	

(敬称略、五十音順)

■ 事務局

氏 名	現 職
とくもと しんいち 徳 元 真 一	建設交通部理事(河川課長事務取扱)
せきにしこうじ 関 西 浩 二	砂防課長
かわしま じゅんいち 川 嶋 淳 一	京都土木事務所長

平成28年度 鴨川アクションプランフォローアップ委員会

配席図

平成29年1月25日(水曜日) 京都府公館 第5会議室

勝矢 委員長 委員 委員	
金田	۲۵
吉村委員 本野委員 記者席	
事務局	
河川課 砂防課 京都土木 河川課 司会 河川課 担当課長 那長 班長 理事 担当課長	╜║
事務局	
	4
	٦٧
傍聴席	

鴨川アクションプランフォローアップ委員会要綱

(目的)

第1条 「水辺の回廊整備・鴨川創造プラン」等の鴨川の整備を実施するに当たり、PDCAサイクルのもとに府民ニーズを的確に反映しているか等について、専門家から意見を聴くため、鴨川アクションプランフォローアップ委員会(以下「委員会」という。)を開催する。

(意見聴取事項)

- 第2条 委員会では、次に掲げる項目について意見を聴取するものとする。
 - (1) 鴨川アクションプランの進捗に関すること
 - (2) 公共空間整備・治水対策の内容に関すること
 - (3) 府民の協働や府民からの情報収集に関すること
 - (4) 鴨川の情報発信に関すること
 - (5) 鴨川の新しいアクションプランに関すること
 - (6) 前各号に掲げる事項のほか、鴨川の整備に関し知事が特に必要と認める事項。

(委員)

- 第3条 会議の委員は、学識経験を有する者その他適当と認められる者9名とする。
- 2 知事は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(運営)

- 第4条 委員会は、委員の互選により選出された委員長が進行する。
- 2 委員会は、公開を原則とする。ただし、知事が必要と認めた場合は、非公開 とすることができる。

(作業部会等の設置)

- 第5条 知事は、府民からの様々な情報に関し、予め整理が必要であると認めた ときは、作業部会等を開催することができる。
- 2 作業部会等の構成員は、委員の中から知事が選任する。
- 3 知事が必要と判断した場合には、委員以外の者で専門的な知識を有する者を 招集することができる。
- 4 委員以外の者については、委員の取扱いに準じるものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の開催に関し必要な事項は、知事 が別に定める。

附 則 この要綱は、平成22年2月4日から施行する。

附 則 この要綱は、平成24年11月16日から施行する。

附 則 この要綱は、平成25年9月4日から施行する。